

2024 年度臨時理事会議事録

1 議案 1

「公益社団法人法改正に伴う定款・細則変更」

(提案者：岡本愛光 理事長)

(提案理由)

公益法人法の改正により本年 4 月より外部理事、外部監事を置くことが義務化されました。それに伴い、定款と 2 個の関連細則の変更を行う必要があります。定款変更は総会承認、細則変更は理事会承認が必要です。今回のみなし理事会では、総会へ諮る定款変更箇所のご審議と、2 個の関連細則の変更のご審議をお願いします。

いずれも制度審議委員会でご承認いただいた内容です。みなし理事会でご承認いただきましたら、2 個の関連細則の変更は完了し、定款変更を総会へ諮る準備を開始いたします。

定款変更箇所

第 5 章第 21 条 理事、監事の人数を現在より 1 名ずつ増員、理事に外部理事、監事に外部監事を含むという文言追加

第 5 章第 22 条 理事および監事は「外部理事、外部監事を除き」正会員の中から選任、と、「」内の文言追加

第 5 章第 27 条 外部理事、外部監事に報酬が必要な可能性があるため、役員報酬を支給できる対象として、現在の常勤理事に加え、外部理事、外部監事を追加

細則変更箇所

役員等選任に関する施行細則第 7 条 理事の定数を 1 名増員

役員の報酬等の支給に関する規程第 3 条 報酬を支給する対象に外部理事、外部監事を追加

各々の新旧対照表および変更箇所を赤字で示したものを添付します。よろしくご審議お願いいたします。

2025 年 3 月 21 日、理事長の岡本愛光が理事 40 名中 40 名に対し、上記理事会の決議事項について提案を發し、2025 年 4 月 2 日に第 1 号議案に対し全理事から承認を得、監事からの異議がなかったため、当該事項の理事会での決議があったものとみなされた。

2 第 1 号議案を提案した理事

日本臨床細胞学会理事長 岡本 愛光

3 議決権を行使することのできる理事の総数 40 名

議決権を行使することのできる理事の議決権の個数 40 個

4 理事会の否決があったものとみなされた日

2025 年 4 月 2 日

上記のとおり、本法定款第 34 条第 2 項により、理事会があったものとみなされたので、これを証するためにこの議事録を作成する。

2025 年 4 月 2 日

公益社団法人日本臨床細胞学会
議事録作成者 森井 英一

